

私は、本書面により、事業者から通所サービスの提供についての重要事項の説明を受けその内容を確認同意しました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____ 印

仙台市宮城野区鶴ヶ谷4丁目32-15
リハビリステーション つるがや

説明者

氏名 _____ 印

介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護型 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

株式会社 敬愛（以下「事業者」という）が開設する、リハビリステーションつるがや（以下「事業所」という）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要支援及び事業対象者にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業（以下「通所サービス」という）を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 職員の職種、人数及び職務内容は以下の通り定める。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、生活相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる。

3. 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、上記にかかわらず、次の通り休業日を定める。
 - 1)年未年始 12月30日から1月3日
 - 2)祝日
 - 3)その他、事業所が指定する日
- ②営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③サービス提供時間
 - 1単位目 月曜日～金曜日の 9時10分から10時40分までとする。
 - 2単位目 月曜日～金曜日の10時45分から12時15分までとする。
 - 3単位目 月曜日～金曜日の13時10分から14時40分までとする。
 - 4単位目 月曜日～金曜日の14時45分から16時15分までとする。

4. 利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 10名（要支援状態及び事業対象者の利用者を対象とする）
- 2単位目 10名（要支援状態及び事業対象者の利用者を対象とする）
- 3単位目 10名（要支援状態及び事業対象者の利用者を対象とする）
- 4単位目 10名（要支援状態及び事業対象者の利用者を対象とする）

5. 通所サービスの提供方法

- ①居宅サービス計画に基づき、ご利用者の心身の状態、サービス希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的な通所サービス内容等を記載した通所介護型サービス計画を作成します。その通所介護計画の内容を、ご利用者又はそのご家族に説明を行い、了解のうえで通所サービスを開始します。
- ②通所サービスの提供にあたっては、ご利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことに努めます。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所サービスの提供を行います。
- ③常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の通所サービスをご利用者の希望にそって適切に提供するとともに、特に認知症の状態にある要支援

(2025/9/1)

者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行います。

6. 通所サービスの概要

- ①健康チェックにより身体の状態等の把握に努め、健康維持管理に最善を尽くします。
- ②送迎は、常に安全運転を心がけて行います。
- ③機能訓練は、ご利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

7. 通常の事業の実施地域

送迎の範囲は、下記の町名を送迎範囲とする。ただし下記送迎の範囲以外の地域については相談に応じる。

仙台市宮城野区	鶴ヶ谷・鶴ヶ谷東・鶴ヶ谷北・燕沢・燕沢東・小鶴・東仙台・幸町・ 二の森・柊江・安養寺・自由が丘
仙台市 泉区	鶴が丘・松森・南光台・南光台東・南光台南・黒松・東黒松・旭丘堤
仙台市 青葉区	高松・小松島・小松島新堤・台原・旭ヶ丘・北根・中江

8. 利用料及びその他の費用

- (1) 通所サービスの利用料は、サービス提供により要支援・事業対象者に応じた料金（別表参照）となります。利用された通所サービスの単位の10.27(1単位単価)を乗じた金額の小数点以下を切り捨てた金額が利用料となります。介護保険に該当する給付分として1割負担の方は1割が保険から賄われ、1割が自己負担となります。2割負担の方は8割が保険から賄われ、2割が自己負担となります。3割負担の方は7割が保険から賄われ、3割が自己負担となります。
- (2) その他の料金

1 おむつ又はリハビリパンツ代	150円/枚
2 パット	50円/枚
3 送迎範囲を超える地域への送迎費用	15円/km

上記項目については実費負担となります。
- (3) 介護保険給付の支給限度額を超える場合、又は居宅サービス計画で決められた内容を超えるサービスが生じた場合、超過分の料金は全額自己負担となります。
- (4) 実費負担が発生する介護保険給付対象外の行事や活動、サービスを利用なさる際は、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書にて通知いたします。
- (5) 利用料およびその他の利用料は利用月分を翌月中に事業者へお支払いいただきます。
- (6) 利用料のお支払い方法については口座振替（やむを得ない場合、現金あるいは指定口座への振込）にてお支払いいただきます。

9. 個人情報の守秘義務

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。取得した個人情報は個人情報保護マニュアルに基づき取り扱われるものとする。ご家族・ご利用者様から申し出があった場合は開示するものとする。

10. 非常災害対策

非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、避難及び救出訓練の実施の対策を設け年2回計画に基づき訓練を実施し対策の万全を期します。

11. 金品の取り扱いについて

- (1) 高額な金品に関しては、通所サービス提供時に持ち込まないでください。金品を持ち込まれる場合は、自己の責任にて管理をお願いいたします。金品が紛失した場合は責任を負いません。

12. 苦情や相談の受付

当事業所における苦情及び相談は以下の窓口で受け付けます。

- 1 苦情相談窓口担当者 (三津谷 雄大) Tel 022-385-7425
受付時間 月曜日から金曜日の8時30分から17時30分となります。
- 2 苦情相談責任者 (吉田 未佳)

その他の苦情及び相談窓口

1 宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課	TEL022-222-7700
2 宮城野区役所介護保険課介護保険係	TEL022-291-2111（代）
3 青葉区役所介護保険課介護保険係	TEL022-225-7211（代）
4 泉区役所介護保険課介護保険係	TEL022-372-3111（代）
5 仙台市介護事業支援課指定係	TEL022-214-8169

13.サービス提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

1 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

2 事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

14.事故防止対策

1 マニュアル実施状況の把握

事業所は、各種マニュアルを活用し、事故が起こった際の対応等について事前に共有を図り、事故の予防に努め、対策の万全を期す。

2 ひやり・ハット・業務改善、事故報告の検討

事業所は、ひやり・ハット・業務改善、事故報告について、日々、従業員間での情報共有を図り、事故が起こりやすい状況や場所の把握、原因の理解、再発防止の対策を検討する。

15.事故発生時の対応

1 事業者は利用者に対するサービスにより事故が発生した場合には、速やかに保険者市町村・当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業者は利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故は発生した場合には速やかに損害賠償を行う。なお、当事業所における損害賠償保険の内容は次のとおりとする。

加入保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社

加入保険 介護保険・社会福祉事業者総合保険

16.第三者によるサービスの評価

提供するサービスに係る第三者評価：無し